

## 重 要 事 項 説 明 書 (訪問介護サービス)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者の概要

主たる事業所の所在地	群馬県みどり市大間々町桐原1570-498
法人種別	医療法人
指定番号	群馬県第224号
事業所の種別	訪問介護事業
代表者名	理事長 奥野 薫
電話番号	0277-72-0202

### 2. 事業の目的

要支援者・要介護者に対して適切な訪問介護提供をします。

### 3. 運営の方針

要支援者・要介護者が居宅に於いて、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営む事ができるよう支援します。

### 4. 通常の事業の実施地域

みどり市、桐生市

### 5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、12月31日から1月3日までを除く
営業時間	午前8時半から午後6時半までとする。

### 6. 事業者の種類、員数及び職務の内容

職種	常勤		非常勤		合計
	専従	非専従	専従	非専従	
事務所長(管理者)	1				1
事務員	1				1
サービス提供責任者	1				1
うち 訪問介護員 2級					
訪問介護員					6
うち 介護福祉士	1		1		2
うち 訪問介護員 1級					
うち 訪問介護員 2級			5		5
うち 訪問介護員 3級					

## 7. サービスの内容

訪問介護計画を作成し、以下の訪問介護サービスを提供します。

( 身 体 介 護 )	( 生 活 援 助 )
起床介助	入浴介助
就寝介助	体位交換
排泄介助	服薬介助
整容介助	移動介助
食事介助	洗 面
衣類着脱	自立支援
清 拭	そ の 他
	調 理
	洗 灌
	掃 除
	買 物
	薬の受取
	衣服入替
	そ の 他

①このサービスの提供にあたっては、あなたの要支援・要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要支援・要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。

②サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からぬことがあつたら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。

③職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。

### ④担当職員の変更

あなたはいつでも担当の訪問介護員の変更を申し出ることができます。

当事業所は、担当の訪問介護員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問介護職員を変更することができます。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

### ⑤その他

訪問介護員は

- ・医療行為を行うことができません
- ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭を取り扱う事はできません
- ・利用者のための家事、介護を行う業務なので、庭の草刈りや他の家族の食事の用意等をすることはできません。
- ・清潔の保持及び健康状態の管理に努めます。

## 8. サービス利用料・費用等

(総合事業訪問型)要支援1～2 1月につき

利 用 回 数	単 位 数 (円)
週 1 回	1, 176円
週 2 回	2, 349円
週 3 回(要支援2の方のみ)	3, 727円

(訪問介護)要介護1～5 1回につき

所 要 時 間	身 体 介 護
20分未満	163円
30分未満	244円
30分～1時間未満	387円
1時間～1時間30分未満	567円
以降30分毎増	82円

所 要 時 間	生 活 援 助
20分以上45分未満	179円
45分以上	220円

- \* 介護負担割合証が2割の方は上記金額の2倍、3割の方は3倍となります。
- \* 訪問介護初回加算 200円(1月につき)
- \* 身体介護は30分増すごとに82単位加算
- \* 夜間、早朝、深夜に実施の場合  
夜間(18:00～22:00) 早朝(6:00～8:00) : 25%加算  
深夜(22:00～6:00) : 50%加算
- \* また、やむを得ない事情で利用者の同意を得て2人訪問した場合は2人分の料金となります
- \* その他、身体介護と生活援助の併用もあります

## 9. 苦情等申立先

医療法人 春香会 事務局 : TEL 0277-72-0202

国民健康保険連合会苦情相談窓口 : TEL 0272-90-1323

みどり市役所介護高齢課 : TEL 0277-76-0974

桐生市役所長寿支援課 : TEL 0277-46-1111

- \* 事業所に対する質問・要望等については、事業所として適切に対応いたします。

## 10. 事故発生時及び緊急時の対応方法

- ① 利用者に対する介護予防訪問介護・訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族ならびに利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡して必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。
- ② 事故の原因が事業者の責めに帰する場合は、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行います。
- ③ 事故発生後は、事故の起こった要因を十分に検討し、原因解明を行い、再発防止に努めます。
- ④ 利用者が、訪問介護サービスの提供中に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は速やかに主治医又は協力医療機関と連絡を取り、緊急治療あるいは救急入院など必要な処置を講じます。

## 11. 第三者評価の実施状況

当事業所では、現在、第三者評価は実施しておりません。

令和　　年　　月　　日

(乙) 当事業者は、甲に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙)居宅サービス事業者

主たる事業所所在地　　群馬県みどり市大間々町桐原1570-498

名　　称　　ヘルパーステーション プランタン

説　　明　　者　　工　　藤　　順　　子　　印

(甲) わたくしは、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け、交付され、説明内容について了承し、同意いたします。

利　　用　　者　　住所

　　氏名　　　　　　　印

利　用　者　家　族　　氏名　　(続柄)　　印